

情 個 審 答 申 第 2 3 号  
令和8年（2026年）1月9日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年（2025年）3月11日付け、環政発第000389号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の団体を作成名義人とする公開質問状に対する実質的な回答の文書等不開示決定に対する審査請求について



答 申

### 第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定は、妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

- 1 令和6年（2024年）1月18日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の団体を作成名義人とする公開質問状（以下「本件公開質問状」という。）に対する実質的な回答の開示請求をした。
- 2 令和6年（2024年）2月5日、実施機関は、本件公開質問状と同旨の質問がなされている「市長への手紙」（以下「本件市長への手紙」という。）への回答（以下「本件文書」という。）を対象文書と特定したうえで、文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和6年（2024年）4月25日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

### 第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
  - (1) 開示請求をした文書は、「公開質問状」に対する回答であり、公にすることが目的とされている。
  - (2) 本件公開質問状の回答を本件文書で代用しても、公開質問状自体の本質・概念が消滅することではなく、市長への手紙の回答と同等に「扱うこと」は代用の趣旨から外れる。
  - (3) 公開質問状とは、多くの第三者に読まれることを意図した書状であり、何人も閲覧することができることを目指した情報である。
  - (4) 質問状は、質問者が公開としている時点で、一般には「特定の人に限定せず広く一般の人々に観覧を許している」と解釈できるものである。公開質問状の回答が「個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれ」などあるわけもない。
  - (5) 本件公開質問状は県がパブリック・コメントを募っていることからも明らかにように、県民にとって大切な財産である「地下水」に関する情報であり、（旧）条例第7条第2号オ「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示すること

がより必要であると認められる情報」に該当し、不開示情報から除かれる。

- (6) 本件公開質問状の回答は開示されるべきである。

## 2 実施機関の主張

- (1) 特定の団体は、法人格を有することが確認できず、また、団体としての規約及び一定の組織を有し、かつ代表者が定められている団体であることも確認できなかつたことから、熊本市市民の声取扱要綱第2条第4号の規定に基づき、提案者は個人として取り扱われることとなる。そのため、本件文書は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。
- (2) 実施機関は、本件公開質問状に対する回答として、本件市長への手紙に対する回答を行ったものではない。本件市長への手紙に対する回答は、あくまで熊本市市民の声取扱要綱に基づき、市長への手紙に対する回答として行われたものである。
- (3) 公開質問状は法令等に定義がないことから、実施機関としては、特定の団体が公開質問状と題した意図について、判断しかねるところであり、文書等開示請求については、特定の団体の意図を推し量って公開の可否を判断するものではない。
- (4) 審査請求人が本件文書の開示を求めていることからも明らかだとおり、特定の団体は、本件市長への手紙に対する回答を公開していないものと考えられ、現に、実施機関としては、当該回答が特定の団体によって公開されていることを確認できていない。
- (5) 市長への手紙については、一般的に、市長への手紙を提出した事実の有無自体、存否不回答となるべきものであるところ、本件については、本件公開質問状において、本件市長への手紙を提出した事実に言及されていることから、その事実は認められるものの、回答内容については、個人情報として、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。
- (6) 本件公開質問状及び本件市長への手紙は、熊本市長の見解等を求めているものであり、条例第7条第2号イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しない。

## 第4 審議会の判断

### 1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、本件公開質問状に対する実質的な回答である。

### 2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断し

たものである。なお、本件文書の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討している。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

### 3 本件処分の妥当性について

#### (1) 条例第7条第2号本文該当性

本件市長への手紙は「特定の団体代表 特定の個人」名義で提出されたものであるところ、「特定の団体」は、法人格を有することが確認できず、また、団体としての規約及び一定の組織を有し、かつ代表者が定められている団体であることも確認ができないので、本件市長への手紙は当該特定の団体の代表者として記載された者を作成名義人と解すべきである。

そうすると、本件文書は個人に宛てたものと解されるから、本件文書は「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に当たる。

#### (2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

審査請求人は、開示請求した文書は「公開質問状」に対する回答であり、公にすることが目的であると主張している。

これは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（条例第7条第2号ただし書ア）に該当するため不開示情報に当たらないことを主張する趣旨と解されるところ、本件文書に関しては、市長への手紙への回答として、その要旨はホームページで公開されることがあるものの、本件文書そのものはホームページ等で公開することが定められたものではない（熊本市市民の声取扱要綱第8条）。事実、当審議会の調査においても、本件文書の要旨が令和6年（2024年）3月29日から令和7年（2025年）3月29日まで公開されていたことは確認できたが、本件文書そのものが公開されていた事実は確認できなかつた。以上より、本件文書は法令等の規定又は慣行として公にされたものではなく、また、公開が予定されている情報でもない。

したがって、本件文書は、条例第7条第2号ただし書アに該当しない。

#### (3) 条例第7条第2号ただし書イ該当性

審査請求人は、本件公開質問状は県民にとっての大切な財産である「地下水」に関する情報であり、これに対する回答は「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報」（旧条例第7条第2号ただし書オ ※現条例第7条第2号ただし書イに相当）に該当する旨主張する。

この点、当審議会が見分したところ、本件文書は、熊本県による「地下水の涵養の促進に関する指針及び熊本県環境影響評価条例施行規則の改正に係る県政パブリッ

ク・コメント手続」に当たって熊本市長の見解を求められたことに対する応答に過ぎず、その内容も、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要」な情報とは認められなかった。

したがって、本件文書は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

#### (4) 小括

以上により、本件文書は条例第7条第2号の不開示情報に該当するものである。したがって、本件文書等を不開示と判断して実施機関が行った本件処分は妥当である。

## 4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」とおり判断する。

## 熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長	澤田道夫
会長職務代理者	河津典和
委員	魚住弘久
委員	岩橋浩文
委員	北野誠

〔参考〕

### 審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 7 年（2025 年） 3 月 11 日	熊本市長から諮問（令和 7 年（2025 年）3 月 11 日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
令和 7 年（2025 年） 11 月 21 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年（2025 年） 12 月 19 日	答申案の審議を行った。
令和 8 年（2026 年） 1 月 9 日	答申案の審議を行った。